公取協ニュース

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

vol.85

2025.5

信頼されるクルマ販売を促進する

CONTENTS

第148回理事会を開催…… 1

ステルスマーケティングを不当表示として禁止する改正規約が施行されました…… 4

トヨタモビリティ東京株式会社（公取協会員）に対し、公正取引委員会が「警告」…… 4

苦情相談の多い事業者を対象に、中古車の販売実態に関するモニタリングを実施…… 5

新車及び中古車の「適切な販売方法」に関する周知活動を実施…… 6

「会員店は『支払総額』の表示を守る安心のお店」である旨のPRを行っています …… 7

二輪車関係ニュース…… 8

編集・発行／一般社団法人 自動車公正取引協議会　https://www.aftc.or.jp/

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30　サウスヒル永田町4F　TEL 03-5511-2111（代表）　FAX 03-5511-2112

第148回理事会を開催

―2025年度事業計画（案）及び会費額（案）・予算（案）等を承認―

2025年3月25日（火）に第148回理事会を開催（来場・オンラインのハイブリッド開催）し、第1号議案 2024年度事業の進捗状況（業務執行報告）及び決算見込みの件、第2号議案 2025年度事業計画書（案）及び会費額（案）並びに収支予算書（案）の件、第3号議案 委員会委員長の選任（案）の件についてそれぞれ審議し、原案どおり承認されました。

2025年度事業計画

四輪車関係の主な事業

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

1）規約遵守状況調査の実施

2）広告表示適正化のための普及活動の実施

3）関係団体との連携による規約普及活動の推進

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動

1）会員事業者（「表示管理者」）等を対象とした研修会の開催

2）広告関係事業者（「広告表示管理者」）を対象とした研修会の開催

3）「表示管理者」を通じた規約普及活動の推進と表示管理体制充実の促進

3. 中古車の「支払総額」の表示をより一層定着させるための普及活動

1）「支払総額」の表示をより一層定着させるための普及活動等の実施

◇各地区公取協事務取扱所と連携した普及活動の実施

◇「支払総額」の解説動画やプライスカード作成システムを活用した普及促進

◇「支払総額」の表示を守らない事業者のトラブル事例を基にした会員店の優良性のPR

◇「支払総額」の表示の定着状況に関する実態把握の実施

2）不当な価格表示に対する監視・指導の強化と厳正な対処

◇苦情相談のモニタリングによる苦情相談の多い事業者に対する監視活動の実施

◇販売実態のモニタリングによる苦情相談の多い事業者の表示と販売実態の把握

◇苦情相談の多い事業者に対する実地（立入り）調査の実施

◇不当な価格表示に対する厳正な対処

3）店頭展示車の表示（プライスボード）に関する施行規則改正（案）の承認申請及び周知活動の実施

4. 修復歴等の不当表示の未然防止と厳正な対処

1）修復歴及び冠水車、走行距離等の不当表示の未然防止の実施

2）修復歴等の不当表示に関する監視調査の継続実施と厳正な対処

5. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動
1）ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施
2）「口コミ」投稿等における監視活動の実施

6. カタログ等の装備品の適正な表示に関する周知活動
1）消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施
2）表示の実態把握及び改善指導の実施

7. 自動運転化技術に関する適正な表示の検討及び普及活動
1）自動運転化技術の達成レベルに応じた機能内容及び限界等の適切な表示の検討と周知
2）自動運転化技術について、消費者の誤解や過信を招かないためのテレビCM等の表示（映像表現）内容に関する検討と指導の実施
3）中古車の運転支援機能等の今後の表示のあり方の検討及び情報提供の実施

8. 新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討
1）SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
2）新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

9. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPR活動
1）車両状態評価に関する監修基準に基づく監修及び監査の実施
2）車両状態評価に関する監修制度等についてのPR活動の実施

10. 消費者関連事業の推進
1）消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための活動の実施
2）国民生活センター及び消費生活センター、消費者団体等との連携強化

11. 新車及び中古車の適切な販売方法に関する周知活動
1）不適切な販売方法を未然に防止するための問題点の把握
2）トラブル未然防止のためのリアルタイムな情報発信
3）適切な販売方法に関する周知活動の実施

12. 広報PR活動
1）「支払総額」の表示で安心の公取協会員店の消費者に対するPR活動の実施
2）会員に対する情報提供の充実

13. 大型車関係事業の推進
1）規約に基づく適正表示の推進
2）独禁法、下請法に関する普及活動の実施

二輪車関係の主な事業

1. 規約の一層の定着化を図るための普及活動の実施
1）会員専用ページを活用した普及活動
2）規約アドバイザー制度を活用した普及活動

2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）の定着化
1）「品質評価実施店」の拡充
2）品質評価者講習の実施
3）「品質評価実施店」の積極的なPR活動の実施

3. 走行距離等の不当表示の未然防止と厳正な対処
1）走行距離及び冠水車等の不当表示の未然防止の実施
2）走行距離表示に関する実態調査の実施
3）二輪情報誌との連携による適正な走行距離表示の促進

4. ステルスマーケティングに関する改正規約の周知と監視活動
1）ステルスマーケティングに関する改正規約・施行規則の周知活動の実施
2）「口コミ」投稿等における監視活動の実施

5．カタログ等の装備品の表示の問題点及び適正表示に関する周知活動
1）ウェブカタログの装備品表示の問題点等に関する周知活動の実施
2）消費者にわかりやすい適正な表示の周知活動の実施

6．公取協会員店に対する消費者の信頼を一層高めるための普及活動等のあり方に関する検討
1）消費者が公取協会員店に求める「安心と信頼」に関する検討
2）今後の普及活動等のあり方に関する検討

7．新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討
1）SNS等を活用した広告宣伝における留意点の周知活動の実施
2）新たな販売方法・サービス等に対応した表示のあり方の検討

8．消費者トラブルへの対応及び未然防止活動
1）消費者からの苦情・相談の受付と対応

2025年度予算

◇2025年度の予算は、以下のとおり

＜収入の部＞ (単位：円)

勘定科目	予算額	前年度予算額
1. 会費収入	254,309,000	254,309,000
2. 入会金収入	1,750,000	1,900,000
3. 事業収入	31,070,000	21,070,000
4. 雑収入	350,000	350,000
5. 違約金預金取崩収入	0	3,000,000
6. 総会開催費用引当預金取崩収入	0	6,500,000
7. 退職給与引当預金取崩収入	21,849,479	12,221,000
当期収入合計	309,328,479	299,350,000

＜支出の部＞ (単位：円)

勘定科目	予算額	前年度予算額
1. 事業費	248,430,000	243,960,000
2. 管理費	29,546,000	32,893,000
3. 引当預金支出	8,213,000	9,364,000
4. その他の支出	23,139,479	13,133,000
当期支出合計	309,328,479	299,350,000

＜2025年度会費額（年額）＞

◇2025年度会費額(年額)は、以下のとおり(前年同額)

1. 普通会員会費(団体会費) (単位：円)

団体名	会費額
自工会	33,003,000
自販連	4,755,000
全軽自協	2,193,000
輸入組合	432,000
日整連	837,000
中販連	837,000
日本二普協	432,000
オートバイ組合連合会	432,000
合計	42,921,000

2. 維持会員会費(個別会費) (単位：円)

ランク	全従業員数	会費額		
		従業員割会費	均等割会費	合計
A	1,000 人以上	134,000	6,000	140,000
B	999 人～ 500 人	94,000	6,000	100,000
C	499 人～ 300 人	64,000	6,000	70,000
D	299 人～ 100 人	34,000	6,000	40,000
E	99 人～ 30 人	14,000	6,000	20,000
F	30 人未満	4,000	6,000	10,000
直接会員(ただし、30 人未満の場合)		4,000	6,000	10,000
中古車専業者及び整備兼業者 二輪小売業者			6,000	6,000
メーカー（各社合計分）				33,946,000
二輪車メーカー(各社合計分)				12,000,000

※中古車専業者及び整備業者、二輪小売業者で従業員数が 30 人以上の場合は、ランク別の会費額を適用する。

3. 賛助会員会費 (単位：円)

		会費額（合計）
①自動車関係団体 7 団体	7 団体	1,320,000
②中古車情報誌及びWebサイト	7 社	408,000
③広告関係事業者	1 社	120,000
④中古車車両状態評価機関	3 社	360,000

ステルスマーケティングを不当表示として禁止する改正規約が施行されました

「ステルスマーケティング」を不当表示として禁止する「自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認を申請しておりましたが、2025年3月4日付(新車の施行規則)及び2025年3月5日付(公正競争規約及び中古車の施行規則)で認定・承認され、「2025年4月1日」に施行されました。

会員各社におかれましては、以下の内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

＜改正規約・規則のポイント＞

●新車及び中古車の表示について、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示(ステルスマーケティング)として禁止

■「口コミ」等に関する、以下の事業を実施します

●研修会等を通じ、「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動
●苦情相談の多い事業者を対象に、中古車情報ウェブサイトの「口コミ」投稿に関する実態調査を実施しており、今後、中古車情報サイト等媒体社に対するヒアリングを実施予定

○新旧対照表及び規約集については、以下の公取協ホームページをご覧ください。
https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20250328.pdf

トヨタモビリティ東京株式会社(公取協会員)に対し、公正取引委員会が「警告」

公正取引委員会は、2025年4月10日付で、トヨタモビリティ東京株式会社(公取協会員)が、特定の新車の販売に併せて、オプションの購入等をさせていた疑いがあることから、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第10項(抱き合わせ販売等))の規定に違反するおそれがあるとして、以下のとおり、同社に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告を行いました。

＜公正取引委員会の「警告」の概要＞

1. 1)遅くとも令和5年6月頃から令和6年11月頃までの間、トヨタ自動車製の自動車である「アルファード」、「ヴェルファイア」又は「ランドクルーザー」(以下、「特定トヨタ車」)の**新車の購入を希望する者に対し、不当に、特定トヨタ車の販売に併せて、**
   ①同社が販売するボディコーティングの購入
   ②同社が販売するメンテナンスパックの購入
   ③同社が指定するトヨタファイナンス株式会社とのクレジット契約の締結
   ④同社による購入希望者からの自動車の下取り
   をさせていた疑いがある。
   2)令和6年11月頃、特定トヨタ車の販売業務に従事する従業員に対し、前記1)の行為を行わないよう指示するなどしていた。
2. 前記1.1)の行為は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第10項(抱き合わせ販売等))の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、同社に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告した。

＜公正取引委員会のトヨタ自動車及び自販連に対する要請＞

公正取引委員会は、自動車販売業者において、本件と同様の行為が行われることを未然に防止する観点から、抱き合わせ販売等の禁止を含む独占禁止法の遵守について、
1)トヨタ自動車に対し、特定トヨタ車等を販売する全国の販売店に
2)自販連に対しては、会員である全国の自動車販売業者等に
それぞれ周知するよう要請した。

○「警告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250410dai2.html

●当協議会は、本件と同様の問題について、2024年11月15日付のインフォメーション(「新車の不適切な販売方法について」)により、独占禁止法に違反(「抱き合わせ販売」に該当)するおそれがある旨、注意喚起を行っております。

当協議会には、消費者から同様の相談が、2023年は79件、2024年は197件寄せられています。会員各社におかれましては、独占禁止法に違反するおそれや、消費者の不信を招くおそれのある「不適切な販売」を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

○「注意喚起」の詳細については、以下の公取協ホームページをご覧ください。
https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20241115.pdf

苦情相談の多い事業者を対象に、中古車の販売実態に関するモニタリングを実施

中古車を購入する際、商談において「保証や整備等の購入を強要された」、「不適切な諸費用を請求された」等により、広告等に表示された「支払総額で購入できない」という苦情相談(2024年8月～2025年3月)が消費者から多く寄せられた、大手等(多店舗展開)中古車専業店や未使用車専門店等、20社48店舗を対象に、第4回となる販売実態に関するモニタリングを実施しました。

本モニタリングでは、「不当な価格表示」や「不適切な販売方法」の実態を把握するため、調査員が販売店を訪問して商談を行い、広告等の表示と見積書やスタッフのセールストークに相違がないか等の確認を行いました。

その結果、今回も中古車販売に対する消費者の信頼を損なう「不当な価格表示」や「不適切な販売方法」が認められました。

今回、問題が認められた事業者に対しては「改善要請」を実施するとともに、過去のモニタリングにおいて問題が見られ、「改善要請」等を行ったにもかかわらず、同様の問題が認められた事業者に対しては、規約違反被疑事案として「実地(立入り)調査」を実施する等、厳正に対処いたします。

＜販売実態に関するモニタリング(第4回)で見られた主な問題点＞

1)「支払総額で購入できない」(「不当な価格表示」、「不適切な販売方法」)

①「支払総額」に含まれない「パック商品」の購入や「整備」の実施(購入)が購入の条件

→1店舗において、支払総額とは別にパック商品の費用を計上、除外できるか確認すると、「表示した支払総額だけだと利益が)何も残らない、マイナスになる(ため除外できない)」と説明

→1店舗において、広告等で表示していた支払総額と見積書は一致しているが、「車検切れで、整備費用が別に必要」、「他社で整備を行うこともできるが、車検切れで公道走行もできない」」と説明

②有償の「保証」や「オプション」等の購入を強要、または、執拗に購入を迫る

→3店舗（2社）において、支払総額とは別にオプション品の費用を計上、オプション品であり購入は任意であることは説明するが、「ほぼ100%の方に購入していただいている」、「8～9割の方は購入している」等、執拗にオプションの購入を迫る

→1店舗において、支払総額とは別に保証費用を計上、「しっかりとしたアフター保証をするため」、「当社のスタイル」等、執拗に有償保証の購入を迫る

③「車庫証明手続代行費用」等を含まない「支払総額」を表示し、商談時に別途請求

→5店舗（4社）において、広告等で表示した支払総額と見積書は一致しているが、車庫証明手続代行費用を含まない価格を表示し、「車庫証明手続を当店が代行する場合は別途追加費用が発生する」と説明

2）不適切な「諸費用」等の請求

①「納車準備費用」等、不適切な費用を「諸費用」として請求

→1店舗において、広告等で表示した支払総額と見積書は一致しているが、「納車までに再度室内清掃等を行うための費用」、「当社の利益」として諸費用に「納車準備費用」を計上

②「車庫証明手続は必ず当社で代行する」として、代行費用の支払いを強要

→3店舗（3社）において、広告等で表示した支払総額と見積書は一致しているが、車庫証明手続代行費用について、「車庫証明手続は必ず当社で行うこととなっているので外せない」、「支払総額に含まれているので外せない」等と説明

③「オプション（用品やETCセットアップ等）」の費用を「支払総額」に含めて表示

→3店舗（2社）において、広告等で表示した支払総額と見積書は一致しているが、有償保証やパック商品などのオプション費用を支払総額に含めて表示

○販売実態のモニタリングの詳細は、以下の公取協ホームページをご覧ください。
https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_202505_1.pdf

新車及び中古車の「適切な販売方法」に関する周知活動を実施

前述のとおり、新車及び中古車の販売において「不適切な販売方法」が見られることから、消費者からの苦情相談のモニタリングを継続実施するとともに、必要に応じて販売実態のモニタリングを実施、表示が適正なものであるかを判断するため、商談の進め方やセールストーク（表示）等の販売方法の実態把握を行い、問題点が認められた場合は、会員事業者に対する問題点の指摘及び消費者に対する注意喚起を実施し、「不適切な販売方法」によるトラブルを未然に防止してまいります。

また、会員事業者を対象とした「適切な販売方法」に関する研修会等を開催し、適正な表示と併せて、商談における説明（表示）、見積書・注文書の作成や提示等、「適切な販売方法」（「お勧め」と「強要」の境目等）について周知を行います。

一方、消費者に対しては、上手な自動車の買い方に関する動画の公開、国民生活センター等と連携した消費者啓発のための研修会の開催等、トラブル未然防止のための周知活動を実施いたします。

「会員店は『支払総額』の表示を守る安心のお店」である旨のPRを行っています

大手中古車専業店等に対する販売実態のモニタリング結果等を踏まえ、言葉巧みに「支払総額」以外の費用の支払いを求める等、「支払総額」の表示を守らない事業者に騙されないよう注意を促すとともに、「公取協会員店は、『支払総額』の表示を守る安心のお店であること」を消費者に対してPRするため、YouTube動画を作成、中古車に興味のある方に向けて配信する等、動画や公取協ホームページを活用したPR活動を実施している他、会員の皆様が店頭でPRするためのポスターを作成、所属団体を通じて配布いたします。

<PR動画>「『支払総額』に含まれていない費用は支払う必要ありません」

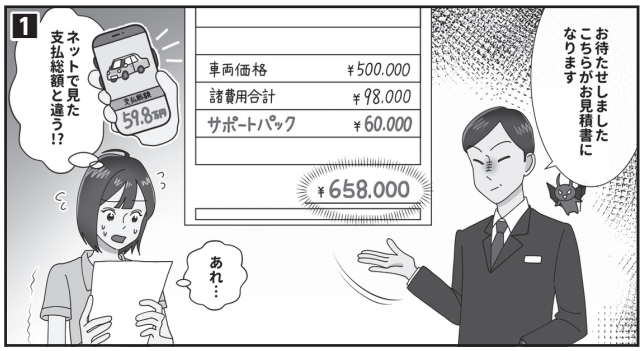

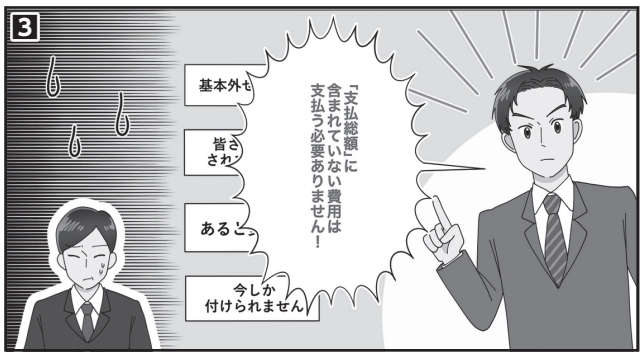

<店頭PRポスター>

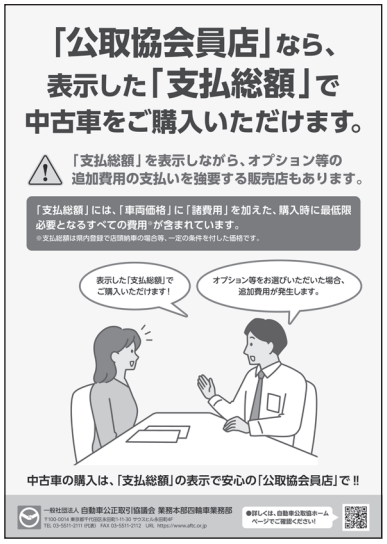

●店頭PRポスターのデータは、公取協ホームページからダウンロードできます。商談テーブルなど、お客様の目に付きやすい場所で、ご活用ください。
https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/202505poster.pdf

消費者PRの詳細はこちらから ➡

ステルスマーケティングを不当表示として禁止する改正規約が施行されました

「ステルスマーケティング」を不当表示として禁止する「二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同新車・中古車施行規則改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定・承認を申請しておりましたが、2025年3月5日付で認定・承認され、「2025年4月1日」に施行されました。

会員各社におかれましては、以下の内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

＜改正規約・規則のポイント＞

●二輪の新車及び中古車の表示について、「事業者の表示であるにもかかわらず、事業者の表示であることが判別困難な表示」は、優良・有利誤認となるかどうかは問わず、不当表示(ステルスマーケティング)として禁止

■「口コミ」等に関する、以下の事業を実施します

●会員専用ページ等を通じ、「口コミ」投稿等における不当表示未然防止のための周知活動
●中古車情報ウェブサイトにおける「口コミ」投稿の実態調査を実施しており、今後、中古車情報媒体社に対するヒアリング等を実施予定

○新旧対照表及び規約集については、以下の公取協ホームページをご覧ください。
https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc_info/aftc_mc_info_2025.3.28_sutema.pdf

「バイクの購入は安心の『品質評価実施店』で」と題したPRを行っています

「店頭表示のセルフチェック」の実施や「品質評価者講習」の受講により、適正表示を実施している会員店を『品質評価実施店』に選定、2024年度は公取協会員店6,895店中、5,276店(76.5%)を同実施店に選定しています。

また、同実施店をPRするため、YouTube動画(30秒と6秒)を作成、バイクに興味のある方に向けて配信する等、動画や公取協ホームページを活用したPR活動を実施しています。

大阪・東京・名古屋モーターサイクルショーで「品質評価実施店」をPRしました

3会場で開催されたモーターサイクルショー(大阪:開催期間3/21～23、東京:同3/28～30、名古屋:同4/4～6)に、二輪車関係団体としてブースを出展し、来場者に対して、「『品質評価実施店』は、品質評価者が在籍し適正表示を実施しているお店」、また、「バイク選びは『適正表示で安心』の自動車公取協『品質評価実施店』で」をキーワードに、ツールを配布する等、積極的にPR活動を実施しました。

公取協 出展ブースの様子

自動車公取協
品質評価
実施店

品質評価実施店マーク